

27板福管第343号
平成27年10月30日

社会福祉法人 マハヤナ学園
理事長 菊地 悦子 様

板橋区長 坂本



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間) 平成27年10月30日 から 平成32年10月29日 まで

ただし、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第30号）附則第15条の規定により、本証明書は平成27年分の所得税から適用されることとなります。